

東浦町通学路交通安全プログラム
～通学路の安全確保に関する取り組みの方針～

平成 26 年 7 月

平成 27 年 11 月改定

令和 4 年 4 月改定

東浦町通学路交通安全対策担当者連絡会

1. プログラムの目的

平成 24 年、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、平成 24 年 8 月に各小学校の通学路において教育委員会、学校、警察、道路管理者等（以下、関係機関）が連携して緊急合同点検を実施し、必要な対策内容についても関係機関で協議してきました。

引き続き通学路の安全確保に向けた取り組みを行うため、平成 25 年度に関係機関の連携体制を構築し、このたび、「東浦町通学路交通安全プログラム」を策定しました。

今後は、本プログラムに基づき、児童生徒が安全に通学できるように継続的に通学路の安全確保を図っていきます。

2. 通学路交通安全対策担当者連絡会の設置

関係機関の連携を図るため、以下をメンバーとする「通学路交通安全対策担当者連絡会（以下、対策連絡会）」を設置しました。なお、必要に応じてアドバイザー等、第三者の意見を求めていきます。

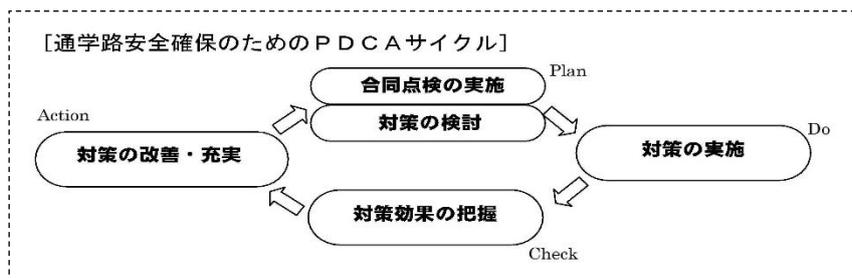
- ・ 東浦町教育委員会
- ・ 東浦町建設部土木維持管理課
- ・ 東浦町企画政策部住民自治課
- ・ 愛知県半田警察署交通課
- ・ 愛知県知多建設事務所維持管理課
- ・ 愛知県知多建設事務所道路整備課
- ・ 東浦町立小中学校

3. 取組方針

（1）基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、緊急合同点検後も合同点検を継続するとともに、対策実施後の効果把握も行い、対策の改善・充実を行います。

これらの取り組みを P D C A サイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っていきます。



(2) 合同点検

毎年学校 PTA 等から提出される危険箇所について関係機関が連携し、危険箇所の把握と対策を検討するため、点検、調査を実施します。

危険箇所の把握と対策の検討を効率的・効果的に行うため、必要に応じて合同点検を実施します。

(3) 対策の検討、実施

点検、調査の結果を踏まえ、対策が必要と確認された箇所ごとの具体的な対策案を関係機関で検討し、対策連絡会で調整を行うことにより、効果的な対策実施に努めます。また、対策の実施にあたっては、円滑に進むよう、関係機関で連携を図ります。

(4) 対策の確認及び効果の把握

点検、調査結果に基づく要対策箇所について、対策内容や進捗状況を、対策連絡会で確認し、対策実施後の効果を把握するための手法を対策連絡会で検討、実施し、必要に応じて対策内容の改善・充実を図ります。また、「対策箇所図及び対策一覧表」を作成し、関係機関で認識を共有します。

4. 箇所図、対策一覧表の公表

点検結果や対策内容については、一般住民にもその結果をホームページ等で公表します。